

宮崎市総合福祉保健センターの使用料の改定について

1 改定の内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、宮崎市保健センター条例第8条の対象施設である「宮崎市総合福祉保健センター」の使用料の額の改定を行いました。

2 使用料見直しの対象となる施設（部屋）

使用料の区分が午前・午後・夜間の3区分ごとに設定されていましたが、見直しにより1時間あたりの使用料へ変更となります。あわせて、冷暖房使用料については見直しにより使用料の中に含まれることとなります。

宮崎市総合福祉保健センター

2階の ①研修室、②視聴覚室、③調理実習室、④和室

区分	使用料（改定後）
	1時間あたり
① 研修室	360円
② 視聴覚室	360円
③ 調理実習室	360円
④ 和室	360円

3 施行期日

令和6年4月1日（R6.4.1 以後の申請に係る使用料から適用されます。）

4 その他

減免要綱及び減免申請書については、現在、要綱制定に向けた作業をすすめております。制定され次第、周知いたしますので今しばらくお待ちください。

また、今回の使用料改定に伴い、団体登録の整理を行うため、施設を利用する団体については、毎年度、「宮崎市総合福祉保健センター事業利用登録申請書」の提出をお願いすることになります。今までは、本申請書の提出は毎年度ではありませんでした。今後は、定期的な団体登録の整理を行うため、毎年度の利用登録にご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

宮崎市役所 福祉総務課
TEL：21-1754（直通）